



18福保健食第3627号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成19年3月27日

東京都知事 石原 慎太郎

記

1 諮問事項

調理形態の多様化に対応した営業施設の基準の在り方について

2 諮問理由

近年、簡単で便利な食生活を求める消費者ニーズにこたえるため、新たな調理形態の営業施設が増加している。

このような実態を踏まえ、衛生管理をより合理的かつ確実なものとするため、許可の要件である営業施設の基準の在り方を諮問する。